

ファイザー公告 04-1号
令和4年4月1日

被保険者 各位

ファイザー健康保健組合
理事長 相原 修



規約の一部変更の件

ファイザー健康保健組合規約の一部を変更いたしましたので、公告いたします。

記

ファイザー健康保健組合規約の第58条4項を次のように変更する。

規約

新	旧
(延長傷病手当金付加金) <p>第58条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者（任意継続被保険者を除く）が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾患に関し、引き続き療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の三十分の一に相当する額の3分の2に相当する額を支給する。</p> <p>4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾患に関し、<u>傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して6月</u>を経過したときは支給しない。</p>	(延長傷病手当金付加金) <p>第58条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者（任意継続被保険者を除く）が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾患に関し、引き続き療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の三十分の一に相当する額の3分の2に相当する額を支給する。</p> <p>4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾患に関し、<u>法定給付満了の翌日から起算して6月</u>を経過したときは支給しない。</p>

附則

(施行期日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する

以上